

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年11月19日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第43号

大田市立病院使用料及び手数料規則の一部を改正する規則
大田市立病院使用料及び手数料規則（平成24年大田市規則第27
号）の一部を次のように改正する。

別表予防接種料の項中「

	水痘予防接種 1回につき9,900円 インフルエンザ予防接種1回につき7,700円
--	--

」を「

	水痘予防接種 1回につき9,900円 インフルエンザ予防接種（初診） 1回に つき7,700円 インフルエンザ予防接種（再診） 1回に つき3,300円
--	--

」に「

	帯状疱疹ワクチン 1回につき1回目24,200円 2回目以降19,800円
--	---------------------------------------

」を「

	帯状疱疹ワクチン 1回につき1回目24,200円 2回目以降19,800円 新型コロナワクチン 1回につき14,300円
--	---

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。